



～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

# ほっとレター

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター

〒392-0022 長野県諏訪市高島3-1201-90

TEL 0266-52-2444 FAX 0266-52-5244

e-mail info-sharoushi@misawakaikai.jp

9  
2018

## トピックス 平成30年度の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、平成30年8月10日までに答申した平成30年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめ公表しました（平成30年8月10日）。

これは、平成30年7月26日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

### 平成30年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- 改定額の全国加重平均額は874円（昨年度848円）。
- 全国加重平均額26円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引上げ。
- 最高額（東京都985円）に対する最低額（鹿児島県761円）の比率は、77.3%  
（昨年度は76.9%。なお、この比率は4年連続の改善）。
- また、引上げ額の最高（27円）と最低（24円）の差が3円に縮小（昨年度は4円）。
- 東北、中四国、九州などを中心に中央最低賃金審議会の目安額を超える引上げ額が23県  
（平成27年度以降最多。昨年度は4県）。



### ◆平成30年度地域別最低賃金時間額答申状況◆

都道府県	答申された改定額	引上げ額	目安額との比較	発効予定年月日	都道府県	答申された改定額	引上げ額	目安額との比較	発効予定年月日
北海道	835 (810)	25	±0	平成30年10月1日	滋賀	839 (813)	26	±0	平成30年10月1日
青森	762 (738)	24	+1	平成30年10月4日	京都	882 (856)	26	±0	平成30年10月1日
岩手	762 (738)	24	+1	平成30年10月1日	大阪	936 (909)	27	±0	平成30年10月1日
宮城	798 (772)	26	+1	平成30年10月1日	兵庫	871 (844)	27	+1	平成30年10月1日
秋田	762 (738)	24	+1	平成30年10月1日	奈良	811 (786)	25	±0	平成30年10月4日
山形	763 (739)	24	+1	平成30年10月1日	和歌山	803 (777)	26	+1	平成30年10月1日
福島	772 (748)	24	+1	平成30年10月1日	鳥取	762 (738)	24	+1	平成30年10月4日
茨城	822 (796)	26	±0	平成30年10月1日	島根	764 (740)	24	+1	平成30年10月1日
栃木	826 (800)	26	±0	平成30年10月1日	岡山	807 (781)	26	+1	平成30年10月1日
群馬	809 (783)	26	+1	平成30年10月6日	広島	844 (818)	26	±0	平成30年10月1日
埼玉	898 (871)	27	±0	平成30年10月1日	山口	802 (777)	25	±0	平成30年10月1日
千葉	895 (868)	27	±0	平成30年10月1日	徳島	766 (740)	26	+1	平成30年10月1日
東京	985 (958)	27	±0	平成30年10月1日	香川	792 (766)	26	+1	平成30年10月1日
神奈川	983 (956)	27	±0	平成30年10月1日	愛媛	764 (739)	25	+2	平成30年10月1日
新潟	803 (778)	25	±0	平成30年10月1日	高知	762 (737)	25	+2	平成30年10月5日
富山	821 (795)	26	±0	平成30年10月1日	福岡	814 (789)	25	±0	平成30年10月1日
石川	806 (781)	25	±0	平成30年10月1日	佐賀	762 (737)	25	+2	平成30年10月4日
福井	803 (778)	25	±0	平成30年10月1日	長崎	762 (737)	25	+2	平成30年10月6日
山梨	810 (784)	26	±0	平成30年10月3日	熊本	762 (737)	25	+2	平成30年10月1日
長野	821 (795)	26	±0	平成30年10月1日	大分	762 (737)	25	+2	平成30年10月1日
岐阜	825 (800)	25	±0	平成30年10月1日	宮崎	762 (737)	25	+2	平成30年10月5日
静岡	858 (832)	26	±0	平成30年10月3日	鹿児島	761 (737)	24	+1	平成30年10月1日
愛知	898 (871)	27	±0	平成30年10月1日	沖縄	762 (737)	25	+2	平成30年10月3日
三重	846 (820)	26	±0	平成30年10月1日					

※カッコ内は、平成29年度に改定された地域別最低賃金額。効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性あり。

## トピックス 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導 約7割の事業場で法令違反

厚生労働省から、「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（平成29年度）」が公表されました（平成30年8月7日公表）。これは、平成29年度に、長時間労働が疑われる25,676事業場に対して実施された労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめたものです。

平成29年度は、監督指導を実施した事業場のうち70.3%の事業場で、労働基準法などの法令違反が認められました。平成28年度の66.0%よりも、その割合が増加しています。平成29年度の監督指導結果のポイントを確認しておきましょう。

### …………… 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果のポイント〔平成29年度〕 ……………

#### (1) 監督指導の実施事業場：25,676事業場

このうち、18,061事業場（全体の70.3%）で労働基準関係法令違反あり

#### (2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

##### ①違法な時間外労働があったもの：11,592事業場（45.1%）

このうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるものは、8,592事業場（74.1%）

##### ②賃金不払残業があったもの：1,868事業場（7.3%）

##### ③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：2,773事業場（10.8%） など

#### (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

##### ①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：20,986事業場（81.7%）

##### ②労働時間の把握が不適正なため指導したもの：4,499事業場（17.5%）



### ■ 監督指導事例 ■

なお、この公表に当たって、監督指導事例も紹介されています。

事例のなかには、36協定の締結・届出をせずに、労働者28名について、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月224時間）を行わせていたことが判明し、かつ、法定の休憩も与えていなかったため、是正勧告が行われたという事例もあります。

これは極端な事例ですが、他には、次のような事例もありました。

- 健康診断において異常所見があった者に係る医師の意見聴取を行っていないため是正勧告
- 常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、1年以内ごとに1回のストレスチェックを実施していないため是正勧告

★労働基準法や労働安全衛生法は、必ず遵守する必要がありますね。

平成31（2019）年4月からは、働き方改革関連法によるこれらの法律の改正も実施されます。

より一層の法令遵守が求められることとなりますので、不安な点など、気軽にご相談ください。



### お仕事 カレンダー 9月



9/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）  
主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

- 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 7月決算法人の確定申告と納税・1月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 10月・翌年1月・翌年4月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

## スタッフアンケート

今月のお題は、「至福の時」です。みんなどんな時に幸せを感じるのでしょうか。

木村：寝るとき。今日も何とか一日終わったなあ、と感じる。

五味：トレーニングで汗をかいた後のビール

池上：ふわふわの布団に寝そべる。あま〜いスイーツを食べる。

渡辺：登山の後の温泉（特に長期縦走後は現代人に戻ったような感じがして最高です！）

武井：普段は子供達と慌ただしく入ってゆっくりできないので、1人でゆっくり入るお風呂です！

濱： 晩酌を頂いている時（家族皆が、一日元気に過ごせたからこそいただけるので！）

高野：おいしいご飯を食べているときです！（笑）

両角：産休中

宮坂：お風呂に入った後に、美味しいつまみと一緒にビールを飲んでいる時！

## 今月の一冊

今月はお休みです。

## スタッフ紹介

この度、弊社では、新入社員をお迎えすることになりました。

「渡辺慎吾」くんです。」

まずは本人より、自己紹介をしてもらいます。

はじめまして！この度、諏訪労務管理センターに入社した渡辺慎吾と申します。

まだまだ社会人経験が浅く未熟な面も多いですが、早く日々の業務に慣れ、お客様のお力になれるように頑張りたいと思います。また、社会保険労務士などの資格取得によって専門性もしっかりと身に付けていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

今回は自己紹介ということで、簡単にですが紹介させていただきたいと思います。

渡辺慎吾（佐久市出身、茅野市在住）

- ・5月22日生まれのふたご座、血液型：A型、身長175cm
- ・好きな食べ物：じゃがりバー
- ・嫌いな食べ物：レバー（食べられないほどではないです）
- ・趣味：登山、スポーツ観戦（松本山雅FCの試合をよく見に行きます）
- ・最近やりたいと思っていること：運動（数年前より丸くなってきているので…）
- ・一言：日々自分を変化の中に置くことを意識して成長していきたいと思います。

### ◆あしがき◆

9月6日付の日本経済新聞の一面に、「70歳雇用 努力目標に」という記事が掲載されていたのを目にされた方は多いと思います。“いずれは”とは思っていましたが、“意外と”早かったな、というのが正直な印象です。

年金受給開始年齢は現在65歳です。それに合わせた形で、定年は60歳以上が義務、雇用確保は65歳以上が義務。定年を延ばすか、再雇用・継続雇用で65歳までは本人が希望すれば雇用しなさい、というのが法定です。

少子高齢化により今後ますます年金財政が悪化することは目に見えています。支給する年金額を減らすか、その財源となる保険料や消費税を増やすかしないと、将来年金はもらえなくなる、という恐れがあります。

もっと言えば、その両方の施策を実行しないと、今の30代以下の方は年金には期待できないのではないかと思います。今も在職老齢年金という制度で抑制はしていますが、それでは追いつかない。

雇用保険も、65歳以後でも加入できる（する）ことになっています。

一括りにするのも良くないですが、今の65歳以上の方は総じて元気で、まだまだ働けるんじゃないかと思わせられます。

世の中の流れは、70歳雇用に向けて動いているように思います。

しゃろうし みやさかの

## ひとりごと

- 猛暑 -

今年の夏はひどい暑さでしたね。

私の人生では一番あつかった夏でした。

毎晩保冷剤を辛めくいで包んで冷やしてねていました。

この暑さを何とかサイコロくらいに小さく固めて冬の暖房にできる研究してはいのかナ-

さてそう言っているうちにおいしいリンゴ、梨を食べて秋を感じています。

先日は栗を1kgくらいもらいびっ栗です。さくさくゆでて半分は切ってスプーンですくって食べています。

団んぼでは稲刈りがはじまっています。

あとという間に秋も来ていました。

私ことですが先日二人目の孫がうまれました。

女の子。3100gでした。

1回見にいきましたか

同じような顔の赤ちゃんが

5-6人並んでねていました。

どの子か区別もつきません。

まだかわいいとかの実感はないです。

そのうちに2才の男孫がいらのでその子の字刺しを今週いっぱいたのまれています。

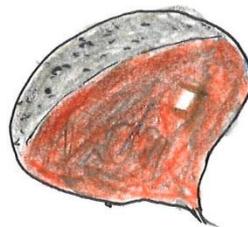
とにかくケガややけどをさせないように食べさせてねかして

遊んであげる事です。自信ないです。本力つづくかナ-

その孫はばあちゃん大好きです。

子せかはいぬはじいちゃんかよかったのかじいちゃんに抱っこしてもらっていましたか

近頃はばあちゃんオシリの子で首にしがみつかれるとあつくるしいです。



ニ